

椎の木

SHII-NO-KI

税を 考える 週間



目黒の歳時記：碑文谷八幡宮例大祭

9月19～20日の碑文谷八幡宮例大祭において、氏子20町会の神輿がそれぞれに町内を渡御し、順次境内に入り神輿渡御が行われる。神楽殿前に3町会がそろい、揉んでいる光景です。

毎年のことですが、大変な人出で賑わいぶりが伝わってきます。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は1月10日発行予定。

Contents

目黒の歳時記	1	よくわかる事業承継 第5話	8
新会長挨拶	2	健康エッセイ	10
税務署からのお知らせ	3	商工まつり・区民まつり	11
都税事務所からのお知らせ	6	イベント情報	12
区役所だより	7	編集子／編集後記	14

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

新任会長のごあいさつ



第10代会長
竹内 靖博

第5回通常総会後の臨時理事会にて、相馬熊郎前会長の後任として新たに会長に選任されました。竹内靖博です。浅学菲才ではございますが、どうぞ宜しくお願い申し上げます。目黒法人会は昭和26年に設立され64年、昭和50年に社団法人化して40年にわたり、管内法人企業の健全な発展と納税意識の高揚を目的として、自主申告納税の推進、税務知識の普及を図るため、様々な事業活動を推進してきました。

公益法人制度改革による公益社団法人目黒法人会として5年目になり、更に公益法人としての運営が重要な時期に優秀な諸先輩方をさしおいて、名誉ある第10代会長をお引き受けさせて頂くことは、私にとって大変光栄に存じ身の引き締まる思いでありますと共に責任の重さを痛感しております。

皆様の温かいご支援を頂き、定款に定義された、公益社団法人として税知識の普及・納税意識の高揚のための、税法・税務関係研修、セミナー、企業への支援・研鑽として企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、会員並びに地域社会に広げるよう様々なニーズの研修、セミナーの開催強化、民間活力による地域社会への公益貢献を図り、その使命を達成するため、一体となつて組織的な事業活動を積極的に展開することが、私の使命と心得ています。

公益社団法人は公益目的事業を行う能力・体制が整っているためのガバナンス（組織をまとめて治める）とコンプライアンス（法令や条例を遵守）が要求されています。組織強化と健全な財政を当面の課題にしたいと考えております。

多くの会員の方のご参加を頂き、ますます活発で有意義な事業展開を行います。公益社団法人として認知度を上げ、その使命を達成するために、目黒税務署、東京都目黒都税事務所、目黒税務連絡協議会、区内友誼団体、また、当会役員の皆様また会員の皆様の絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、会員各位の皆様のご隆昌とご多幸を心より祈念いたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

会長退任のごあいさつ



第9代会長
相馬 熊郎

私は平成25年第3回通常総会にて、会長職を1期2年お引き受けいたしました。法人会活動としては当会の会長、東京法人会連連合会の理事を拝命してまいりました。

この間、公益社団法人としての組織・運営体制、事業活動の充実並びに財務体質の改善見直しに注力し、正しい税知識の普及や納税意識の高揚、地域企業の発展に寄与する各種研修会やセミナー、イベント等に取り組んできました。特に、コンプライアンス及びガバナンスの問題に対応し、皆様のご協力を頂き乗り越えてきたこと、さらには、次世代を担う子どもたちへの租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど、税を中心とした法人会活動に加え、また、社会情勢の変化にも迅速に対応しながら、会員企業の相互の情報交換、地域社会に向けての地球温暖化対策書提出活動、ウィラブ目黒清掃活動、中目黒阿波踊り、童謡コンサート等に代表される社会貢献事業も着実にその成果を挙げております。

竹内会長と多くの新役員のもと、より一層の綱紀・倫理観を保ち、会員の皆様はもとより、一般の皆様にも当会の公益事業活動に積極的に参加してもらえよう、公益性の増進に努められると共に、開かれた法人会運営に一層努力され、これまで以上に、嬉しい法人会として税務当局より一段の評価をされる、誇れる組織に発展するように期待しております。

皆様には公益社団法人目黒法人会をより一層ご理解頂き、これからの竹内靖博新会長のもと、更なるご協力、ご支援を宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、目黒税務署長をはじめ、署幹部の皆様、東京都目黒都税事務所長そして目黒税務連絡協議会、区内友誼団体の皆様、また、会員福利厚生制度の推進等ご協力いただきました大同生命保険(株)、AIU損害保険(株)、アメリカンファミリー生命保険会社の皆様には、在任中大変お世話になりました。衷心より御礼申し上げます。

第9代 相馬熊郎会長 ご苦労さまでした

着任のごあいさつ



目黒税務署長
諏方正良

公益社団法人目黒法人会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
今夏の人事異動により、東京国税局課税第一部資料調査第二課から転任してまいりました諏方でございます。前任の中林前署長同様、よろしくお願い申し上げます。

竹内会長をはじめ会員の皆様方には、日頃より法人会活動を通じ、税務行政に対しまして、格別のご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

目黒法人会は、「よき経営者を指すものの団体」として、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、税に関する様々な研修や講演会を開催されるとともに、将来を担う小学生に対する租税教育の充実にも積極的に取り組まれるなど、税務行政の円滑な運営に多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、国税職員が減少する一方で、調査・徴収事務が複雑・ICT化の進展により、調査・徴収事務が複雑・困難化しています。また、税務調査手続の法定化等を改正内容とする国税通則法の改正や消費税率のアップにより、国民の税に対する関心は一層高まっています。こうした状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を達成するため、組織改革や業務効率化を進

めるとともに、国税庁ホームページの充実など、納税環境の整備を図ってまいりました。
今事務年度の目黒税務署の重点課題としましては、消費税滞納の未然防止とe-Taxの利用拡大がございまして。先般の消費税増税に伴い、全国的に消費税の滞納残高が増加傾向にあります。消費税は預かり金的性格のものでございますので、目黒税務署は『消費税滞納の未然防止重点署』として消費税滞納の未然防止に努めてまいります。

また、貴会の事業計画の基本方針に盛り込んでいただいておりますe-Taxの利用拡大につきましては、私どもの事務の効率化だけではなく、納税者の皆様方の利便性向上にもつながるものがございます。会員の皆様方の利用促進に向けた取組みを引き続き推進してまいります。

いよいよ、今月10日より社会保険・税番号制度（マイナンバー制度）の番号通知が行われます。個人番号と法人番号がそれぞれ通知され、来年1月から順次、利用が開始されることになっております。

税分野における番号制度の情報や、国税分野で使用する各種様式の変更などを国税庁のホームページでお知らせしているところではあります。制度の円滑な導入に向け、説明会・研修会を開催するなど、さらなる広報に努めてまいります。

法人会の皆さまには、様々な取組を通して多大なる御支援をいただいているところでございます。今後とも、e-Taxの利用促進、マイナンバー制度の導入と定着に向けた御協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人目黒法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたします。着任のあいさつとさせていただきます。

目黒税務署 定期人事異動（平成27年7月10日）

	新		旧	
	氏名	異動元	氏名	異動先
署長	諏方 正良	局 課一 料調2 課長	中林 英夫	退職
副署長	(個人担当)	吉田 賢一郎 (留任)	吉田 賢一郎	(留任)
	(法人担当)	内田 豊子	阿部 俊夫	局 調一 特官
	(総務担当)	福山 命	齋藤 英男	局 総務 税務相談 主任相談官
特別国税調査官 (法人)	山下 恭史	(留任)	山下 恭史	(留任)
総務課長	吉澤 勝美	大月 総務 課長	友永 将之	京橋 総務 課長
特別国税調査官 (法人)	若松 久則	(留任)	若松 久則	(留任)
法人課税第1部門統括官	丸屋 剛	局 課二 料調3 総括主査	平川 正男	平塚 管運1 統括官
法人課税第2部門統括官	三井 美紀子	荻窪 法人1 上席	池森 信雄	新宿 法人9 統括官
法人課税第3部門統括官	鈴木 宗利	(留任)	鈴木 宗利	(留任)
法人課税第4部門統括官	横山 正幸	目黒 法人1 連調官	西山 節子	局調三 調35 主査
法人課税第5部門統括官	山本 晃二	(留任)	山本 晃二	(留任)
法人課税第6部門統括官	橋本 直	局 調一 特調査官 調査官	上野 綾子	藤沢 税務広報官
情報技術専門官 (法人)	安部 伸昭	(留任)	安部 伸昭	(留任)
審理専門官 (法人)	青柳 和美	(留任)	青柳 和美	(留任)
連絡調整官 (法人)	百武 順子	厚木 法人1 総括上席	横山 正幸	目黒 法人4 統括官
法人審理担当上席	財津 由美子	(留任)	財津 由美子	(留任)
源泉審理担当上席	七澤 満里子	麻布 法人3 上席	渥見 智臣	麻布 法人3 上席

「税を考える週間」

テーマ：税の役割と税務署の仕事

「税を考える週間」とは、国民の皆様へ、より能動的に税の仕組みや目的等を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として行っている広報・広聴週間です。

本年度のテーマは「税の役割と税務署の仕事」であり、税の役割と国税庁の適正・公平な課税と徴収のための取り組みを紹介するとともに皆様に税のあり方について考えていただき、税務行政に対する理解を深めていただくための各種行事を行います。

開催行事	開催日程	会場等	摘要
税務講演会 講師：目黒税務署 諏方 正良 署長 テーマ：「税の役割と税務署の仕事」	11月17日(火) 午後6時～7時	目黒区総合庁舎大会議室 (上目黒2-19-15)	出席ご希望の方は目黒法人会にご連絡ください。当日のご出席も歓迎いたします。
マイナンバー説明会 講師：小林マネジメントサービス 小林 富佐子 社会保険労務士	午後7時～8時		
納税表彰式	11月12日(木)	目黒区総合庁舎大会議室 (上目黒2-19-15)	式典終了後祝賀会
東京税理士会目黒支部による 税の無料相談	11月16日(月) 午前11時～ 午後4時	目黒区総合庁舎1階休憩コーナー (上目黒2-19-15) フレル・ウィズ自由が丘 (自由が丘1-6-9) 東京税理士会目黒支部 (中目黒5-28-17)	相談希望の方は当日会場へお越しください。
税の作文・標語等の展示	11月11日(水) ～11月17日(火)	目黒税務署1階ロビー (中目黒5-27-16) 目黒区総合庁舎1階休憩コーナー	左記の期間ご自由にご覧いただけます。

平成27年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

本年も、以下の日程で年末調整等説明会を開催します。是非ともご出席くださいますよう、よろしくお願い致します。

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域 (※)
11月16日(月)	用紙配布 午後1時00分～1時30分	めぐるパーシモンホール (大ホール) 目黒区八雲 1-1-1	大岡山・柿の木坂・自由が丘・洗足・平町・鷹番・中央町・中根・原町・東が丘・碑文谷・緑が丘・南・目黒本町・八雲
	説明会 午後1時30分～4時00分		
11月17日(火)	用紙配布 午後1時00分～1時30分	めぐるパーシモンホール (大ホール) 目黒区八雲 1-1-1	青葉台・大橋・上目黒・駒場・五本木・下目黒・中町・中目黒・東山・三田・目黒・祐天寺
	説明会 午後1時30分～4時00分		

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【問い合わせ先】

◎説明会及び用紙請求など、ご不明な点がございましたら、下記までお願いします。

1 説明会及び源泉所得税関係について

目黒税務署 源泉所得税担当 03-3711-6251 内線 322～324

2 用紙請求及び法定調書関係について

目黒税務署 管理運営部門 03-3711-6251 内線 635・622・625

※自動音声案内にしたがって、説明会、用紙請求については「2」番(税務署)を選択してください。なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

3 用紙請求(区役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収について

目黒区役所 税務課 課税第一～第三係 03-5722-9820～9825 (直通)

会場の駐車場(有料)は限りがありますので、なるべく公共交通機関等をご利用ください。

法人の皆さまに法人番号をお届けします

～ まもなく通知が始まります!! ～

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から国税分野においても順次、利用が開始されます。

1 法人番号の概要 ～法人番号の3つのキーワード「指定」「通知」「公表」～

「指定」 法人番号は国税庁長官が、①株式会社等の設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に対して1法人1つの番号（13桁）を指定します。（※1）

「通知」 法人番号の指定を受けた法人等の登記上の本店又は主たる事務所の所在地に通知書を郵送します。（※2）

「公表」 法人番号の指定を受けた法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）を、インターネット（国税庁法人番号公表サイト）で公表します。

（※1）法人の支店・事業所や個人事業者、民法上の組合等には指定しません。

（※2）通知先には、国税に関する法律に規定する届出書に記載された所在地を含みます。また、地域ごとに順次通知していくこととしております。具体的なスケジュールや通知方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

2 法人番号の活用メリット 法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

法人番号を使うと、以下のようなことができるようになります。

わかる。

法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。

（例）法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。

（例）複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。


（例）行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問合せは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

> 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>)
やマイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル 0570-20-0178）をご利用ください。

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

> 国税庁ホームページのトップページの  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

> 国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)（平成27年10月開設）
では、法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索・閲覧などができます。

最新情報は随時更新しますので、それぞれのお知らせコーナーをご覧ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

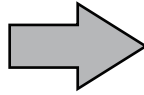
目黒都税事務所からのお知らせ

目黒都税事務所の電話番号が変わります！

<変更前>

03(3715)1111

平成27年12月4日(金)まで



<変更後>

03(5722)9001

平成27年12月7日(月)から

※ 目黒区役所の代表番号 03(3715)1111とは別の電話番号となります。

※ 目黒都税事務所の場所は変わりません。

渋谷都税事務所が移転しました

目黒区の個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税を所管する渋谷都税事務所が9月24日(木)に移転しました。移転後の仮庁舎は、渋谷区役所仮庁舎と同じ建物ではありませんので、ご注意ください。



<移転先(仮庁舎)> 渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

<お問い合わせ先> 渋谷都税事務所 03-5420-1621

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までの間に、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したものの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

区役所だより

社会保障・税番号制度（マイナンバー）が始まります

◆マイナンバー制度とは

住民票のある全ての方に、1人1つの12桁の番号（マイナンバー）を付番し、この番号を、社会保障・税・災害対策の分野で活用する制度です。

他の市区町村などとの間で所得や福祉サービスの利用状況等のデータを連携することで、各種手続の簡素化、公平な税負担の実現、また、不正受給を防止して社会保障をよりの確に提供するなどの効果が期待されます。

◆マイナンバーの通知（平成27年10月下旬から）

マイナンバーを記載した「通知カード」は、すべての住民を対象に、簡易書留（転送不要）で住民票の住所に郵送されます。「通知カード」にはマイナンバーのほか、住所・氏名・生年月日・性別が記載されています。

マイナンバーは、中長期在留者や特別永住者等の外国人の方にも通知されます。



通知カード

◆個人番号カードとは

「個人番号カード」は、顔写真付きのICカードで、本人確認の身分証明書として使用できます。

また、「個人番号カード」は電子認証を含んでおり、国税の確定申告オンラインシステム（e-Tax）による電子申告にも使用されます。

「個人番号カード」は、希望者からの申請により交付されるカードです。10月以降に届く通知カードに申請書が同封されます。希望者は、封筒に入っている説明書で申請方法をご確認ください。



個人番号カード

◆マイナンバーの利用開始（平成28年1月）

社会保障・税・災害対策の分野のうち、法律で定められた事務手続の際にマイナンバーを利用します。

◆個人番号カードの交付開始（平成28年1月）

申請いただいた方に「個人番号カード」の交付を開始します。

◆民間事業者もマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、税や社会保障の行政手続きのために、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に記載することになります。

事業者向けのマイナンバーの取扱いについては、特定個人情報保護委員会ホームページ（<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>）をご覧ください。

◆マイナンバーに関するお問い合わせ

- ◇国のコールセンター 電話 0570-20-0178
9:30～22:00（土・日曜日、祝日は17:30まで。年末年始を除く）
外国語^(*)対応 電話 0570-20-0291
*英・中国・韓国・スペイン・ポルトガル語
- ◇目黒区のコールセンター 電話 03-5722-9362
9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）
外国語対応（英・中国語）
- ◆通知カード・個人番号カードのコールセンター 電話 0570-783-578
8:30～22:00（土・日曜日、祝日は9:30～17:30。年末年始を除く）
外国語^(*)対応 電話 0570-064-738
*英・中国・韓国・スペイン・ポルトガル語

担当：マイナンバー制度全般に関すること 政策企画課 ☎03-5722-9106

通知カード・個人番号カードに関すること 戸籍住民課住民記録調整担当 ☎03-5722-9349

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 — ゆとりある暮らしに税が 生きている —

シリーズ よくわかる事業承継 第5話 (最終回) 事業承継の第一歩を踏み出しましょう

税理士法人 みらいコンサルティング

顧問 松本敏朗

中小企業の事業承継においては、
 ①承継者の決定 ②承継者が腕を揮える環境の整備(事業計画の策定を含む) ③自社株式の移譲に伴う資金(納税資金を含む)の手当という3大課題があり、一定の時間をかけて対策を講じることが必要です。本シリーズではこれまで4回にわたり、事業承継の勘所を見てきましたが、今回は最終回として、事業承継問題にどう取り組んでいけば良いのかを概観しておきたいと思えます。

■もし今相続がおこったら

いきなりですが、事業承継への準備をしていない会社で、もしオーナーが急逝したら何がおこるのでしょうか。

優れた経営者であればあるだけ、その企業は存亡の危機に見舞われるでしょう。社員を含む多くの利害関係者から「あそこは大丈夫か」という疑問符が投げかけられるからです。そのことも相まって、後継者選びが迷走するでしょう。利害関係者が多ければ多いほどいろいろな声が錯

綜するからです。

遺産の多くを占める自社株式について、誰がどのように引き継ぐかが決まらなければ、オーナーの多額の遺産を巡ってお定まりの騒動が勃発するでしょう。(妥協の産物として自社株式が相続人の間に分散していくことになって会社の経営に重大な影響が及ぶこととなります。)

遺産分割協議がまとまらずに相続税の申告期限を迎えることになれば、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の評価減の特例などの相続税法上の優遇措置が利用できないことになり、相続税の納税額を押し上げます。相続税の基礎控除の額が今年から大きく引き下げられています。最高税率は引き上げられました。税理士が計算した相続税額の大きさに驚くことになるでしょう。

急場しのぎに、物納、延納を検討してみても、物納要件をクリアできないとか、相当の利子税が必要とかかわかり、万事休することになります。

(注) 相続した株式を会社(従業員持株会を含む)に買い取ってもらうこともできます。相続発生後3年10月以内の譲渡であれば一定の優遇措置があるので、相続人にとって資金面での支えとすることができま

■後悔しないために

以上は悲観的に過ぎるストーリーですが、事業承継になんらの対策を講じないままに相続が絡んでくることは絶対に避けるべきだということだけはお分かり頂けると思えます。

後々後悔しないためには、オーナーは冒頭に記した①から③の3大課題に道筋をつけておくことが必要です。

①はその後の進め方を左右する重要な要素です。第1回目、第2回目に詳述しているので確認しておいてください。

②については、①、②とも絡み、更には後々の会社の在り方そのものとも絡むとても重要な課題ですが、広範かつ個別性の強いテーマであり、ここでは割愛します。

③については、自社株式の評価(譲渡価額、課税価額)の引き下げが重要なポイントとなります。これまでと重複する部分もありますが、できるだけ幅広く見ていくことにします。

■自社株式の評価引き下げの工夫
 自社株式問題については3回目、4回目で記載しています。要点を振り返っておきましょう。

基本的な方向性としては、①自社株式の保有は社長の座(経営権)を担保する重要な要素、できるだけ多くの株式を(できれば100%、少なくとも2/3を)後継者に集約する、②後継者への移譲は、譲渡または贈与による、③法令を遵守するなかで自社株の評価の引き下げを図る、というものでした。

自社株の評価を引き下げる方法としては、国税庁の評価通達(以下「評価通達」)を踏まえて工夫をすることになります。

(工夫その1)

大雑把なくくり方になりますが、評価通達では、会社規模に応じて、①類似業種比準方式、②純資産価額方式又は③これらの併用方式が採用されます。そして一般的には類似業種比準方式による方が純資産価額方式による場合より評価が低く出るので、会社の規模(従業員数、純資産価額、取引金額で判定)を大きくして類似業種比準方式が取り込めるかどうか検討して見ましょう。

(注) グループ会社同士の合併により会社の規模を大型化させる方法については第4回で述べています。

(工夫例その2) 評価通達の評価額算定方式では、「配当金額」「利益金額」「純資産価額」を主な要素として使用しますが、この中で「利益金額」は他の要素の3倍のウェイトを与えられています。そこで所得金額を抑制することができれば有効な株価対策となります。この場合、例えば、含み損のある資産の売却、従業員の退任に伴う役員退職慰労金の支給の実施等、できるだけ本来の企業経営に影響を及ぼさない方法を優先して検討することがいいでしょう。

(工夫例その3) 特殊な方策となりますが、高収益の事業部門を切り離して(子会社化)、株価を下げる方法もあります。この場合には、切り離し後に於いても「類似業種比準方式」が適用されるようにしておく必要があります。(でなければ、子会社の高い評価の株式を抱え込む形となり、評価の引き下げにはなりません。)

(工夫その4) 株の評価を下げる方法とは違いますが、会社に従業員持株会を組成し、そこにオーナーの株を売却すれば、経営権に大きな影響を及ぼすことなくオーナーの持ち株価額を引き下げることができ

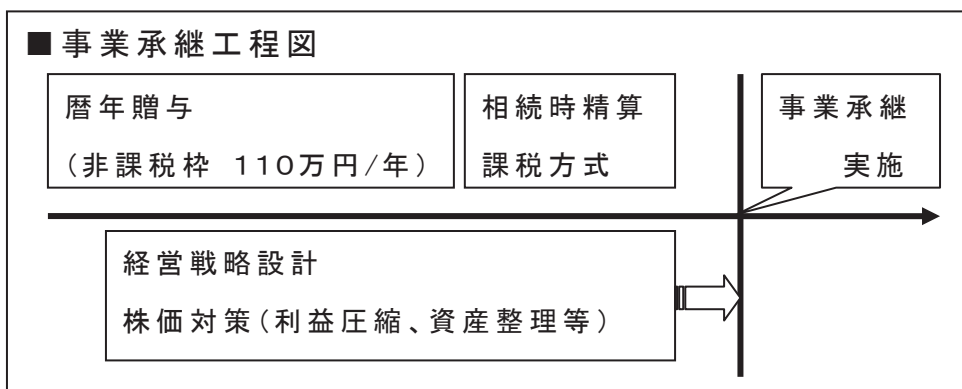
■ 自社株の譲渡は余裕をもって

後継者へ株式を譲渡する方法として譲渡(売却)と贈与(無償の譲渡)があります。家族等に譲渡する場合には株価が高めに評価されます。第3者への譲渡だと配当還元方式が適用され評価額が相当下がります。いずれの場合も、後継者に買い取り資金が必要です。株を譲渡したオーナーには譲渡所得税がかかります。

後継者に株を贈与する場合、贈与税の非課税規定(年110万円)を利用して、年々贈与していくことが有効です。10年で、1,100万円分が非課税で移譲できます。その上で、どこかの時点で「相続時精算課税制度」(以下「精算課税」)を利用することも良いでしょう。これは一定の年齢制限がありますが、親から子、孫に累計で2500万円までは贈与税ゼロで贈与ができるというものです。相続が発生した時点で改めて相続財産に繰り入れた上で相続税を払うこととなりますが、その時の株式の評価額は贈与時の価額を使用するので、株価が上がった場合には有利性が高まります(逆の場合もあります)。

先に述べた株式評価の引き下げ策などが講じてあれば、例えば株式市況が大きく下げた時などに合わ

せて「精算課税」を使って一気に株式を譲渡することもできるようなことが重要です。



■ 最後に、まとめとして

事業承継を成功させるには一定の時間をかけて総合戦略をもつて臨むことが必要です。後継者はすぐには社長の代わりを務めることはできません。

その中で税の問題は事業承継の結果を左右する重要な要素です。本稿で幾つかの施策・方策を紹介しましたが、具体的には個別のケースに応じて検討しなければなりません。一度専門家に相談してみることをお勧めします。公的機関の相談窓口を訪ねてみるのもいいと思います。繰り返しになりますが、事業承継を成功させるには時間をかけることが必要です。早めに第一歩を踏み出しましょう。

私たちは企業経営のパートナーとして、お客さまと共に「みらい」を創造します。

会計、税務、労務などワンストップで幅広い業務を支援します。

みらいコンサルティング

お問い合わせ **03-3519-3970**

<http://www.miraic.jp>

健康エッセイ

健康的な素肌をつくるABC

肌の仕組み



株式会社 j a s t
会長 安田祥子

猛暑も終わり涼風が心地よい季節が巡ってまいりました。夏にダメージを受けたお肌も早めのお手入れを望んでいると思います。

肌の仕組み

肌表面はザクザク説明すると『垢』と言い換えることができます。私達が日頃目にする皮膚は身体を外的な刺激から守るために集まった死んだ細胞群なのです。死んだ細胞は2週間程度で剥がれ落ちていきま

す。そしてまた身体の内側から様々な役割を担う細胞群が押し上げられて最終的に死んだ細胞群が上層に移動してくるのです。そのため高価な化粧品をご利用になる前に内側からのお手入れが重要になります。よくスキンケアのコマーシャルなどで耳にするターンオーバーという言葉はこの皮膚を構成している細胞群が順次上層部に移動し、最終的に角質となる(垢とご説明しましたが)ことを指しているよう

です。ターンオーバー(代謝回転)の速度は年齢によって異なります。20代では約20日ですが、60代になる

と約100日必要と言われています。そしてその速度自体も人によって異なり、体調や生活習慣、食事の内容などに大きく影響を受けるのです。

有効な栄養素

TVなどで「コラーゲンの入っている食材を食べてお肌がプルプルになりました」といった食レポルトをお聞きになったことはありませんか? 気分の問題はさて置き、コラーゲンを食べてもお肌に直接効果が出ることはありません。コラーゲンは消化管で小さなアミノ酸の分子に分解されますので、お肌に直結するチャンスは渋谷の街頭で幼稚園時代の知り合いにバツタリと会うより遥かに可能性が低いのです。因みにコラーゲンを肌表面に塗っても効果の程度は同様です。そのような僅かな可能性に賭けるよりコラーゲン合成に生理学的に重要な2つのアミノ酸、プロリンとリジンが豊富に含まれている食材を利用してお肌のケアをしましょう。

2つのアミノ酸が含まれている食

材として大豆があります。夏に酷使した胃腸に優しい豆腐などの食材は肌にも有益ですので一石二鳥ですね。また、コラーゲン合成にビタミンCは欠かせません。秋においしくなるビタミン類の豊富な果物はお薦めですが、果糖といつて砂糖とよく似た成分も多く含まれていますので大量に召し上がるのはNGです。

次にお肌の栄養素として挙げられるものにアミノ酸の一種で小麦などに含まれているシスチンがあります。シスチンは美しい髪や爪の維持にも有益です。

同様に皮膚の傷などに有効なビオチンは卵黄や牛・豚肉や魚に含まれています。ただ、動物性の食材が多いので量をお考えください。

みずみずしいお肌つくりに欠かせない成分にヒアルロン酸もあります。鶏冠や魚の目、野菜ではオクラなどネバネバ食材に含まれていて関節にとっても優しい食材です。

栄養補給と生活習慣

身体の基本となる栄養素が不足しているのは肌のための成分を大量に摂っても無意味です。基礎となるアミノ酸やマルチピタミン・ミネラル、微量元素などを積極的に摂ってこそ望ましい働きをしてくれるのです。栄養素は自分では利用目的を考えてくれません。身体の中

で生命の維持に必要な場所から栄養補給が行われますので、お肌のためと考える必要も成分が不足していれば、当然そちらに廻ってしまいます。

同時に生活習慣の乱れは肌の不調にも直結します。睡眠不足や便秘などによって腸の環境が悪化すれば肌は敏感に体調を感じ取り、また強いストレスに肌は対応することができません。実は肌と脳(中枢神経)は生まれでるとき同じ経路を辿っているのです。「肌は露出した脳」と呼ばれているのです。美肌とは無関係かもしれないですが、小さなお子様を叱るときに手を挙げることは露出した脳にダメージを与えると覚えておいていただくと叱り方が変わるかもしれませんね。

結局は栄養素の働きに寄り添った食卓の工夫に加えて、心身ともに健やかな生活が美肌を作る最高のアイテムなのです。



株式会社 j a s t
j a s t ロイヤルクラブ
健康相談室

お問い合わせ
☎ 03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

目黒区商工まつり・目黒区民まつり

目黒区商工まつり（法人会ブース）

平成27年7月25日（土）～26日（日）

税金クイズを考慮中…

1億円持ってみてください！
税金クイズに挑戦してみませんか～



目黒区民まつり「さんままつり」

平成27年9月20日（日）

（目黒税務連絡協議会ブース）

1億円の重さはどうだったかな？



親子で税金クイズ参戦中！



さんま焼きに奮闘中



普通救命技術者 資格取得者 意見交換会	10月30日(金) 18時～	目黒法人会館 2階会議室	普通・上級救命資格認定を取得されている方の意見交換会。 目黒消防署救命係署員の実例や体験談も聞けます。
源泉部会 年末調整等説明会	11月5日(金) 14時～	目黒税務署	・年末調整等に関する説明会を先行して開催。 目黒税務署源泉審理担当上席
青年部会 IT研修会 (誰でも参加自由)	11月6日(金) 17時30分～	目黒法人会館 2階会議室	・テーマ：中小企業の実践WEB活用 ・講師：株式会社スプラム 代表取締役 竹内 幸次 氏
納税表彰式	11月12日(木) 15時～	目黒区総合庁舎 大会議室	・納税表彰式終了後、納税表彰受賞者祝賀会開催（目黒区 総合庁舎食堂にて）
普通救命技術者 資格取得講習会 (誰でも参加自由)	11月13日(金) 18時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために 所定のカリキュラムを受講するとAED（自動体外式除 細動器）の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術 者資格」が取得できます。
平成27年分 年末調整等説明会	11月16日(月) 13時～16時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール (大ホール)	・大岡山・柿の木坂・自由が丘・洗足・平町・鷹番 ・中央町・中根・原町・東が丘・碑文谷・緑が丘・南 ・目黒本町・八雲
平成27年分 年末調整等説明会	11月17日(火) 13時～16時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール (大ホール)	・青葉台・大橋・上目黒・駒場・五本木・下目黒・中町 ・中目黒・東山・三田・目黒・祐天寺
税を考える週間 「税務講演会」 (誰でも参加自由)	11月17日(火) 17時～	目黒区総合庁舎 大会議室	・講師：諏方 正良 氏（目黒税務署長） ・演題：「相続のおはなし」 ・講師：特定社会保険労務士・行政書士 産業カウンセラー 小林マネジメントサービス 小林富佐子 氏 ・演題：「中小企業のマイナンバー対応」 ～具体的な対応策を説明します～
経営者セミナー ～事業者目線から 経営者目線への 成長を目指す～ (誰でも参加自由)	第2回 11月18日(水) 16時～18時	目黒法人会館 2階会議室	本気の経営者をめざす勉強会（全3回） ～がんばれ2世、3世、後継経営者～ ・第2回 企業価値、株主価値の創造の観点から コポレートファイナンスの本質と実践活用 講師：GVC アセットマネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏
厚生共益事業委員会 日帰り研修会 (誰でも参加自由)	11月25日(水) 8時～18時	神奈川県横須賀市 猿島・軍港めぐり 三崎 生麦キリンビール 等視察	・横須賀市沖に浮かぶ、周囲1.6Kmほどの無人島「猿島」 は明治時代の砲台跡の旧軍施設等の要塞の遺跡が残り、 国の史跡に指定されています
経営者セミナー ～事業者目線から 経営者目線への 成長を目指す～ (誰でも参加自由)	第3回 12月16日(水) 16時～18時	目黒法人会館 2階会議室	本気の経営者をめざす勉強会（全3回） ～がんばれ2世、3世、後継経営者～ ・第3回 マーケットの企業評価の観点から 経営成果と株価のメカニズムとは 講師：GVC アセットマネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛
願います。 **FAX：3712-8829 TEL：3712-9588 Eメールアドレス：mg_info@tohoren.or.jp**
(他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書（コピーしてお使いください）

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名：

TEL

FAX

お申込会社住所：

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL: 3712-9588) までお問合せください。
最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等 相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般(厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用のパソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	10月22日(木)13時30分	目黒税務署	新設法人対象(会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい)
	12月 8日(火)13時30分		
	2月24日(水)13時30分		
	4月21日(木)13時30分		
	6月21日(木)13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	10月21日(水)14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象(会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	11月13日(金)14時		
	12月 3日(金)14時		
	1月20日(水)14時		
	2月23日(火)14時		
目黒都税事務所 家を買うとき・建替える ときにかかる税金講座 (誰でも参加自由)	10月9日(金) 13時30分～15時30分	目黒区総合庁舎 本館1階 E会議室	不動産の購入・新築・建替えを検討中の方や、不動産を所有している方を対象に、関係する都税(固定資産税・不動産取得税)の仕組みや軽減制度について説明します。 講師: 目黒都税事務所職員
第24回 めぐる 童謡コンサート (税金クイズ等)	10月11日(日)13時開演 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	・河口三千代・佐藤由里亜 氏、(ウサギとキアメの愉快な童謡を) ・学校法人 育英幼稚園、月光原小学校合唱団、区立第7中学校吹奏楽部、男声合唱団「羅漢」、女声合唱団「メル」、鳥取県わらび館 山尾純子氏(うた)、野口慶子氏(ピアノ伴奏)の皆さん出演
経営者セミナー ～事業者目線から 経営者目線への 成長を目指す～ (誰でも参加自由)	第1回10月14日(水) 16時～18時	目黒法人会館 2階会議室	本気の経営者をめざす勉強会(全3回) ～がんばれ2世、3世、後継経営者～ ・第1回 企業競争力の観点 ビジネスのエコシステムと三つの目線 資金調達コストと事業目的利益の関係 講師: GVCアセットマネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏
普通救命技術者 資格更新再講習会 (誰でも参加自由)	10月16日(金)18時～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
第4支部 医療講演会 (誰でも参加自由)	10月22日(木) 18時～	中目黒住区センター 2階 第5・6会議室	・演題: 『ロコモティブシンドロームって何?』 ・講師: 東京共済病院 整形外科部長 山村 拓也 氏
源泉実務研修会(2)	10月23日(金) 13時30分～	目黒信用金庫 本部	・講師: 目黒税務署 源泉審理官 ・内容: 年末調整直前チェックポイント
日中友好講演会 (誰でも参加自由)	10月26日(月) 18時～	目黒区総合庁舎 大会議室	・演題: 日中関係と日本のこれから ・講師: 丹羽 宇一郎 氏
青年部会 税務研修会 (誰でも参加自由)	10月27日(火) 17時～	目黒法人会館 2階会議室	・演目: 相続のおはなし ・講師: 目黒税務署長 諏方 正良 氏

これからの予定

「税を考える週間」関連事業
税務講演会のご案内

目黒税務連絡協議会では11月11日(水)～18日(火)の「税を考える週間」関連事業といたしまして税務講演会を開催いたします。

場 所：目黒区総合庁舎大会議室 (目黒区上目黒2-19-15)
時 間：11月17日(火)午後6時～8時
内 容：(第1部)目黒税務署長講演会 演題「相続税のおはなし」
(第2部)特定社会保険労務士によるマイナンバー研修会
参加費：無料

厚生共益事業委員会企画 日帰りバス研修会のご案内
「猿島・横須賀軍港クルーズと三崎のマグロ」

日 付：11月25日(水)
行 先：出発8時 帰着19時頃
猿島は横須賀市沖に浮かぶ周囲1.6kmほどの東京湾で唯一の無人島です。明治時代の砲台跡などの旧軍施設等の要塞跡が残っており、国の史跡にも指定されています。また、横須賀軍港クルーズ、キリンビール横浜工場見学があります。
参加費：6,000円
定 員：40名(先着順)
※定員の都合がございますので、お申込を希望される方は事前に事務局までお問合せください。

お問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp



怖いところでは、鹿児島などにはいるはずのワモンゴキブリという数ミリ大きなゴキブリが東京にも増えて来て、不意に見た女性が卒倒するらしい。そのうちあちこちで「キヤーツ!」という声が聞かれるようになる。

猛暑、底冷え、各地で竜巻。今年には過酷な夏だった。地球温暖化もその因の一つにされている。弟が「花と緑の〜〜」という長い名前の会に入っていて、話してくれました。目黒区内でも、クロアゲハが飛んでると思つて近づくと、少し大きくて翅に尾っぽのないなガサキアゲハだったり、沖縄などにいるクロコノマチョウ(葉っぱと見分けがつかないらしい)を見ることがあると聞く。

地球温暖化の対策も、法人会を挙げて取り組んでいるが、なかなか成果の出ない分野である。どうせ駄目だと思わずに、企業として何か出来ることはないか、業種を超えた法人会の仲間同士で熱く語り合ってみよう。地球にやさしい、街の衆にやさしい、地域の企業の親父が、心を温暖化させて熱く語り合う。あつと驚く解決法があるかもしれない。

田島順一郎

編集後記

本号には、目黒法人会新会長、目黒税務署新署長、それぞれの新任挨拶が掲載され、新しい体制のスタートが感じられる一方、3年続いた「外国人留学生の日本体験」ありません。残念な気もしますが前号で終了しました。「よくわかる事業継承」も本号で一段落となり、次の企画に知恵を絞っております。今年最後のお届けになりますが、ご購入ありがとうございます。

和泉田 勲



切り取って、決算シールとしてお貼りください。

従業員を大切にしている経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + Mタイプ
総合型V

(大同生命の定期保険+
AIUのベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当
総合医療保険)

 大同生命

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8 (渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

 AIU保険会社
Member of AIG

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1 (新宿NSビル14F)
TEL 03-5320-2561

- ◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。